

後継者が決まっていない企業の経営者・事業主の皆様！

## 事業価値の簡易査定を受けてみませんか？

無料

### 「事業価値の簡易査定」とは...

後継者不在等のために将来的に廃業に至る可能性がある企業の経営者・事業主の皆様に対して、専門的な知見を有する税理士が、税務申告書・決算報告書・勘定内訳書など財務関係資料等に基づき、皆様の事業の価値を算定し、概算額を提示するものです。

「事業価値」には、一般的に、店舗の土地・建物、機械装置等の有形の資産だけではなく、顧客基盤、従業員の協力体制、様々な技術・ノウハウなどの目に見えない価値も含まれます。

なお、県が費用を全額負担して実施するため、経営者・事業主の皆様の費用負担は一切ありません。

### 「簡易査定」を受けることで...

廃業に至る可能性がある企業の経営者・事業主の皆様が、自らの事業の価値を再認識することを通じて、廃業を思いとどまっていたいただき、第三者への事業承継に向けて、「後継者人材バンク」への登録を進めていただきます。

「後継者人材バンク」では、皆様と他者から事業を引き継ぎたい創業希望者等とのマッチングを行い、円滑な事業引き継ぎの実現を目指します。

- ✓ 「後継者人材バンク」は、「長崎県事業引継ぎ支援センター」が創業希望者と廃業予定事業者の情報を一元管理して、両者のマッチングを促進するために設置したデータベースです。（平成30年6月設置）
- ✓ 「長崎県事業引継ぎ支援センター」は、主として第三者への事業承継（いわゆるM&A）を支援するために、長崎商工会議所が国から委託を受けて開設した公的な相談窓口です。（平成27年6月開設）

【STEP1】  
簡易査定を受診  
(気づき)

【STEP2】  
後継者人材バンク  
への登録

【STEP3】  
創業希望者等  
とのマッチング

## 対象となる事業者

以下の5項目の全てに該当する県内中小企業者（個人事業主を含む）とします。

- (1) 長崎県事業承継ネットワークが実施する事業承継診断等を通じて、後継者不在等の理由から、将来的に廃業に至る可能性を有することが確認されていること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当する事業を営んでいないこと
- (3) 自己及び事業に関与している構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」、同法第2条第6号に規定する「暴力団員」、それらと密接な関係を有する者のいずれでもないこと
- (4) 「直近期まで2期連続で経常利益が赤字かつ直近期末時点で債務超過」ではないこと
- (5) 県税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税のほか、社会保険料などを含めて、法令等で定められた費用の未納がないこと。新型コロナウイルス感染症の影響を原因として納税猶予（分割納付含む）の承認又は納付猶予の許可等を受けた場合は、当該分について未納がないこと。

### <留意事項>

地域の住民生活の支障を解消・緩和するなど地域課題の解決に資する事業等を営む事業者については、上記(4)及び(5)に該当しない場合であっても、対象者として特別に認める場合がありますので、お気軽にご相談ください。

## 申し込み手順

県の経営支援課宛てに、所定の申込書とともに、以下の添付書類を提出していただきます。様式の入手等も含めて、まずは下記のお申込先までご連絡ください。

### 【添付書類】

直近3期分の税務申告書、決算報告書、勘定内訳書 など

今後3年分程度の事業計画書（取引先金融機関に提出したものなど既存の計画書があれば、様式は問いませんのでご提出ください。なければ、提出不要です。）

会社案内等の事業概要の確認ができる資料

その他、事業価値算定の参考になる資料（必要がある場合、ご提出ください。）

## 【お問い合わせ・お申し込み先】



長崎県産業労働部 経営支援課 経営支援班（担当者：吉田）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2651 FAX 095-895-2580